

○非常勤の職員の報酬及び費用弁償に
関する条例

制 定 昭 42. 1. 24 条例 1

(目 的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の規定に基づき、非常勤の職員（以下「職員」という。）の受ける報酬及び費用弁償については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(報 酬)

第 2 条 職員の報酬の額は、その者の職務及び給与に関する条例（昭和 34 年大和川右岸水防事務組合条例第 8 号）第 21 条の給料表の適用を受ける者との権衡を考慮して、日額又は月額により管理者が定める。

(費用弁償)

第 3 条 職員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として旅費に関する条例（昭和 34 年大和川右岸水防事務組合条例第 9 号）の定めるところにより旅費を支給する。

2 職員が通勤に要する費用については、管理者の定めるところにより、弁償することができる。

(施行の細目)

第 4 条 報酬の支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 41 年 12 月 21 日から適用する。
2 旅費に関する条例（昭和 34 年大和川右岸水防事務組合条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

3 この条例において、「何等級の職務」という場合には、給与に関する条例（昭和 34 年大和川右岸水防事務組合条例第 8 号）第 21 条に規定する給料表による当該職務の等級（給料表の適用を受けない者にあつては、管理者の定

めるそれに相当する職務の等級)をいうものとする。

別表中「事務局長」を「1等級の職務にある者」に改める。